

報告資料 5

昭島市立小中学校の学校医の委嘱について

昭島市立小中学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の任用、職務等に関する規則（昭和47年教育委員会規則第4号）第2条第1項の規定に基づき、令和5年4月1日付けで委嘱した昭島市立玉川小学校 学校医（内科）及び令和5年7月1日付けで委嘱した昭島市立昭和中学校 学校医（内科）に欠員が生じたため、後任の学校医（内科）を委嘱する。

なお、任期については同規則第2条4項に基づき、前任者の残任期間である令和7年3月31日までとする。

1 委嘱する学校医

学 校 名	氏 名	性 別
玉川小学校	池 邊 貢	男
昭和中学校	栗 本 義 直	男

2 任期

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで